

議案第72号

日野町議会委員会条例の一部改正について

日野町議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月24日提出

提出者 日野町議会議員 竹永明文

賛成者 日野町議会議員 安達幸博

賛成者 日野町議会議員 中原信男

賛成者 日野町議会議員 松尾信孝

賛成者 日野町議会議員 金川守仁

日野町議会委員会条例の一部を改正する条例

日野町議会委員会条例（昭和62年日野町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集) 第12条 略 2 略</p> <p>3. 委員長は、<u>重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模な災害の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、議長の許可を得て、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会（以下「オンラインによる委員会」という。）を開催することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の場合において、委員が、オンラインによる委員会に参加を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。</u> (定足数)</p> <p>第13条 略</p> <p>2. <u>前条第4項の規定により委員長が許可を得てオンラインによる委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。</u> (秘密会)</p> <p>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第12条第3項の規定により開催するオンラインによる委員会は、秘密会とすることができない。</u> 2 略</p>	<p>(招集) 第12条 略 2 略</p> <p>(定足数) 第13条 略</p> <p>(秘密会) 第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。